鹿屋市告示第 356 号

鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　7　月　3　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　7　月　3　日　　決　裁

鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、林業に関する専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、市の林業振興を図るため、かごしま林業大学校（以下「林業大学校」という。）に通学する者に対し、予算の範囲内において鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、林業大学校の研修を受講している者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 交通機関又は自動車その他の交通の用具を使用して林業大学校へ通学する者

(2) 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）において、本市に住所を有する者

(3) 過去に同一の研修を修了していない者

(4) 林業大学校の研修終了後、市内に居住し、１年以内に市内の林業分野に就業し、又は市内において林業に係る事業を起業する意思を有する者

(5) 市税の滞納がない者

（補助金の額等）

第３条　補助金の額は、補助対象者が林業大学校へ通学した月ごとに、次の各号に掲げる経費の合計額に２分の１を乗じて得た額とする。

(1) 鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第52号）別表に定める通勤距離に応じた通勤手当月額

(2) 通学のために有料の道路を利用した場合における当該有料の道路の料金

２　前項の規定により算出した補助金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金交付申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 林業大学校の研修生であることを証明する書類の写し

(2) 住民票の写し

(3) 居住地から林業大学校までの通学方法、通学経路及び通学距離を記した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第５条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を規則第５条の補助金等交付決定通知書により申請者（以下「交付決定者」という。）に通知する。

２　市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第６条　交付決定者は、補助金の交付の決定を受けた年度の３月末日又は市長が別に定める日までに、鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金実績報告書（別記第２号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 林業大学校の研修を修了したことを証明する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第７条　市長は、前条の実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査を行い、補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条の補助金等交付確定通知書により交付決定者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第８条　交付決定者が補助金を請求しようとするときは、規則第16条第１項の請求書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、交付決定者が補助金等の概算払を受けようとするときは、規則第16条第２項の概算払申請書に請求書及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、交付決定者は次の表に掲げる区分に応じて、その申請及び請求をするものとする。

区分	概算払いの申請期間	請求の対象

前期分	４月から９月まで	左欄に係る対象期間
後期分	10月から３月まで	左欄に係る対象期間
１年分	10月から３月まで	対象期間

３　市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払いすることが適当であり、財政上支障がないと認めたときは、補助金等交付決定額の範囲内において補助金等を交付する。

（決定通知の取消し又は補助金の返還）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 第２条各号に該当しなくなったとき。

(2) 林業大学校の研修を修了しなかったとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

２　市長は、前項により決定通知の取り消しを命ずるときは、鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第３号様式）により交付決定者に通知し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金返還請求書（別記第４号様式）により交付決定者に通知する。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年７月３日から施行する。

別記

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　様

住　　所

氏　　名

電話番号

年度鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金交付申請書

鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第４条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、要綱第２条に規定する交付要件に該当することに、相違ありません。

記

１　補助事業の名称

２　交付申請額　　金　　円

３　研修期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　添付書類

(1) かごしま林業大学校の研修生であることを証明する書類の写し

(2) 住民票の写し

(3) 居住地からかごしま林業大学校までの通学方法、通学経路及び通学距離を記した書類

(4) その他市長が必要と認める書類

５　市税納付状況調査の同意確認（□にチェックを入れてください。）

□　補助金の交付を申請するに当たって、市税の納付状況について、担当職員が税務課へ照会することに同意します。

注）交付申請額に10円未満の端数があるときは、端数を切り捨ててください。

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　様

住　　所
氏　　名

年度鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業を実施したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

(1) かごしま林業大学校の研修を修了したことを証明する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

第３号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鹿屋市長

年度鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　取り消した交付決定の内容

(1) 既交付決定額　　円

(2) 既交付額　　円

(3) 取消額　　円

２　取消理由

第４号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鹿屋市長

年度鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金返還請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金の交付を取り消したことに伴い、既に交付した鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金について、鹿屋市かごしま林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

１　返還すべき補助金の額　　円

２　返還期限　　年　　月　　日

３　返還方法

４　返還の理由